

3 都薬業発第 4 号
令和 3 年 4 月 21 日

地区薬剤師会担当役員 様

東京都薬剤師会
副会長 一瀬 信介

令和 3 年度薬局における薬剤交付支援事業の実施について

平素より本会会務にご高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

令和 2 年度補正予算による「薬局における薬剤交付支援事業」については、厚生労働大臣より事業の延長が通知されました。

令和 2 年度と令和 3 年度の事業内容の違いは、①0410 対応の場合の患者負担金額を 200 円から 100 円に変更、②令和 3 年 4 月 1 日以降の配送等が対象となります。

お忙しいところ申し訳ございませんが、貴会会員へご周知をお願いいたします。

記

1. 請求方法・請求先について

当該月分を翌月 15 日までに、当会ホームページ掲載のフォームから情報を入力後、データを送信して下さい。令和 2 年度に入力された方も改めてアカウントを作成して下さい。(請求用フォームは 4 月下旬に掲載予定)

2. 0410 対応送料の負担について

①薬局の職員等が患者宅等へ直接届けた場合は、患者から 100 円徴収、東京都薬剤師会へ 400 円を請求して下さい。(変更前は 200 円徴収、300 円を請求)

②配送業者を利用する場合は、患者から 100 円を徴収、送料から 100 円を引いた残りの金額を東京都薬剤師会へ請求して下さい。

3. CoV 自宅、CoV 宿泊の負担について

薬局の職員等が患者宅等へ直接届けた場合は 500 円を、配送業者を利用する場合は配送料全額を東京都薬剤師会に請求して下さい。

4. 実施期間について：令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 2 月末日です。

(令和 4 年 2 月分は令和 4 年 3 月 15 日までに請求を終了して下さい)

※詳細につきましては、<別添>の「薬剤交付支援事業の実施に関する留意点について（令和 3 年度版）」をご覧くださいませようお願いいたします。

問い合わせ先

東京都薬剤師会 薬局業務課

三浦・高橋・土谷

TEL:03-3294-0271

E-mail : gyoumu@toyaku.or.jp